

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

別表十六(九) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資	特別償却に関する規定の該当条項	1	第	第	第	第	第	計
産	種	2	第	第	第	第	第	
区	構造・区分・設備の種類	3	第	第	第	第	第	
分	細	4	第	第	第	第	第	
	事業の用に供した年月日	5	平	・	・	平	・	・
	耐用年数	6		年		年		年
	当期積立額	7		円		円		円
当期積立限度額	当期の特別償却限度額	8						
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9						
	積立限度額 (8)+(9)	10						
差引	積立限度超過額 (7)-(10)	11						
	積立不足額 割増償却の場合 (8)-(7)	12						
	積立不足額 初年度特別償却の場合 (8)-(7)-(9) ((7)-(9) ≤ 0の場合は(8))	13						
積立不足額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10)-(7)	14						
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15						
	差引翌期への繰越額 (14)-(15)	16						
	翌越額への内訳	17						
	平	・	・					
	当							
	期							
	分	(12)又は(13)						
	計							
	計	(17)+(18)						
	当期積立額のうち損金算入額 ((7)と(10)のうち少ない金額)	20						
	合併等特別償却準備金積立不足額 (8)-(7)	21						
翌期繰越額の計算	積立事業年度	22	平	・	・	平	・	・
			平	・	・	平	・	・
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23			円			円
	期首特別償却準備金の金額	24						(24)の計+(30)の計
	均等益金算入による場合 (23) × $\frac{84.60}{84}$ 又は(耐用年数×12)	25						(25)の計+(31)の計
	同上以外の場合による益金算入額	26						(26)の計+(32)の計
	合計 (25)+(26)	27						(28)の計+(33)の計
期末特別償却準備金の金額 (24)-(27)	28							

平成13年改正法附則第20条の規定の適用を受ける場合の益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (30)-(31)-(32)
			均等取崩しによる場合 (29) × 84	(31) 以外の場合	
	29	30	31	32	33
・	円	円	円	円	
・					円
・					
・					
・					
・					
・					
計					